

令和6年度第1回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和6年8月20日（火）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、令和6年度第1回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐々木よりあいさつを申し上げます。

○佐々木部長

皆さん、おはようございます。環境生活部長の佐々木でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃よりそれぞれのお立場で、犯罪のない、安全で、安心できる地域社会づくりに御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

県では、令和3年3月に策定しました第4期基本計画に基づき、犯罪のない、誰もが安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて各種施策に取り組んできたところでございます。

関係機関・団体の皆様方の御尽力により、宮城県における刑法犯の認知件数は平成13年から年々減少傾向にありましたが、令和4、5年は増加傾向にございます。

全国的な犯罪情勢を見ますと、先般公表されました令和6年警察白書では、匿名・流動型犯罪グループ、通称トクリュウの台頭が指摘されています。トクリュウは、組織の中核部分が匿名化されていること、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うことなどが特徴とされ、令和6年4月から5月までの間の資金獲得犯罪では508人が検挙されています。

一方、県内におきましても、架空料金詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、ロマンス詐欺などの詐欺事件が発生しているほか、子どもや女性に対する声かけ・つきまとい事案が発生するなど、県民の不安感は払拭できない現状にございます。

県では、基本計画を踏まえ、不審者対応訓練などを行う地域安全教室、子どもを犯罪被害から守るための「ながら見守り活動」、民間企業と連携した防犯カメラの設置促進などに取り組んでまいりましたが、こうした犯罪情勢を受け、防犯意識の高まりを実感しているところでございます。

今後も、県民や事業者、関係機関の皆様並びに警察と一体となって、犯罪防止に向けて粘り強く取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様には一層の御支援と御協力をお願いいたします。

本日の委員会では、第4期計画に係る令和5年度の県の取組実績及び犯罪情勢について御報告申し上げますとともに、会議後半には、サイバー犯罪の情勢及び第5期計画策

定に向けたスケジュールについて情報提供させていただきます。委員の皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○司会

本日は、18名の委員のうち16名のご出席を頂いており、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、本委員会の役割についてご説明させていただきます。本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対して意見・提言を行うことがその役割となっております。

次に、今年度から新たに委員に就任いただいた方もいらっしゃいますので、委員の皆様を改めて御紹介させていただきます。

(委員紹介)

なお、本日、岡崎委員と高橋委員から欠席のご連絡をいただいております。高橋委員にも新たに委員に御就任いただいております。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

なお、本日出席しております事務局職員と関係事業担当課室職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。

大変申し訳ございませんが、環境生活部長の佐々木につきましては、公務のためここで退席させていただきます。

○司会

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長よろしく願いいたします。

○成瀬会長

議長を務めさせていただきます成瀬でございます。よろしくお願い致します。

限られた時間ですが、活発な意見交換が行えるよう、皆さんの御協力をどうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に入ります。まず、次第3(1)イ「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和5年度の実績」について、事務局より説明願います。

○事務局

資料1-1を御覧ください。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の第4期計画は、6つの方向性と18の推進項目からなっており、令和3年度から5年間の計画ですが、今回は、3年度目となる令和5年度の取組実績を報告させていただきます。継続して実施している主な取り組みや今年度拡充した事業などから一部を説明させていただきます。

方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「安全安心まちづくりの推進」としまして、県警ホームページ、生活安全企画課X、Yahoo!防災速報、自治体のメールネットワーク等を活用し、防犯情報を提供しました。なお、今年度からは、Instagramによる情報発信を拡充しております。

次に、2ページを御覧ください。

推進項目(2)「安全・安心まちづくり活動の推進」として、推進方策ロ「県民等の社会活動への参加の促進」の「防犯ボランティア活動等の支援」では、企業による地域貢献として行われる防犯活動である防犯CSR活動を活性化するため、積極的に防犯CSR活動を推進している企業に対して表彰を行い、企業の士気高揚を図るなどの取組が行われました。

次に、3ページを御覧ください。

推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働」です。

推進方策ロ「地域活動拠点の整備」の「防犯ボランティア活動等の支援」では、安全安心ステーション推進地区に対し、帽子・ジャンパー等の装備資機材の貸与を行ったほか、推進方策ハ「県民運動としての推進体制の確立」では、「安全・安心まちづくり広報啓発事業」として犯罪被害を未然に防止するためのリーフレットを作成し、主に子どもや保護者及び学生等に配布し、防犯の自主的活動を促進しました。

なお、安全・安心まちづくりに関するリーフレットを資料として配布させていただいておりますが、その中の黄緑色がベースとなった「身近な防犯はじめませんか？」と題した防犯啓発リーフレットは、前年度以前から大幅にリニューアルし、高校生や大学生などこれから一人暮らしを始める若い年代を主な対象として、防犯対策の知識を身につけられるようチェックしていただけるような内容で作成しております。

なお、こちらの作成には、本日出席いただいている田中委員にも御協力いただいておりますので御紹介させていただきます。

次に、4ページをご覧下さい。

方向性2「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」です。

推進項目(4)「子どもの安全対策の推進」のうち、少し飛びまして6ページ下段を御覧ください。

推進方策ホ「子どもの虐待防止の取組の推進」としまして、「子ども人権対策事業」では、児童虐待防止に係る県民の理解を進めるため、児童虐待防止推進月間に合わせ、児童相談所虐待対応ダイヤルの啓発を行いました。なお、今年度は、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせ、SNSやメディアを活用しながら重点的に啓発を行う予定です。

7ページをご覧下さい。

推進項目（５）「子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」です。推進方策ハ「子どもの相談窓口の充実」のうち、「子ども・若者総合相談センターの運営」について、石巻圏域において相談サービスを継続して実施しましたが、令和６年度の拡充内容としては、県南圏域の子ども・若者及びその家族を対象とした様々な相談に対して、ワンストップ相談サービスを行う「県南圏域子ども・若者総合相談センター」を６月に開設しました。

次に、９ページを御覧ください。

方向性３「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」です。

推進項目（６）「女性を犯罪の被害から守るための対策と推進」につきましては、１枚おめくりいただき、１０ページを御覧ください。

推進方策ハ「女性の適切な支援に向けた関係機関の連携の促進」のうち、「配偶者暴力相談支援センター事業」では、関係機関の緊密な連携と情報の共有化を図るため、婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会を開催したほか、圏域単位でネットワーク連絡協議会を開催し、連携強化に努めました。

１１ページを御覧ください。

推進項目（７）「高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進」について、推進方策イ「高齢者の安全対策の推進」のうち、上から２つ目になりますが、「消費生活相談事業」として高齢者を含めた県民からの消費生活相談や苦情を受け付け、事業者との間に入ってのあっせんや専門相談機関の紹介などを行いました。なお、相談件数のうち、６０歳以上からの相談は、１,９７０件でした。

引き続き、１３ページを御覧ください。

方向性４「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

推進項目（８）「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」についてですが、推進方策イ「特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進」では、「特殊詐欺被害防止対策」として、テレビやラジオ、新聞紙面を活用した広報のほか、「特殊詐欺電話撃退装置等購入補助事業」を継続して実施しており、今年度は、補助の件数を当初から９００件に拡充して申請を受け付けしております。

次に、１４ページを御覧ください。

推進項目（９）「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」では、右側の１５ページの推進方策ニ「子どもに対する情報モラル教育の推進」のうち、４つ目の「SNS等に起因する犯罪被害防止対策事業」としまして、インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止やSNS等に起因する犯罪被害防止を図るため、携帯電話事業者と協働したインターネット安全利用教室の開催やフィルタリングの普及に向けた各種広報活動を推進しました。なお、インターネット安全利用教室は、４５５回開催しております。

次に、１６ページを御覧ください。

推進項目（１０）「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」です。

推進方策イ「若年層に対する薬物乱用防止教室の推進」「薬物乱用防止広報啓発活動」として、県警による薬物乱用防止講話やリーフレットの配布等を引き続き実施しているほか、推進方策ロ「薬物乱用防止広報啓発活動」「薬物乱用防止推進事業」では、関係機関と連携し、特に若年層に対する啓発に重点的に取り組みました。

次に、１７ページを御覧ください。

方向性5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」です。

推進項目(11)「犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり」について、推進方策イ「学校等の施設の安全対策(構造、設備、管理)の促進」として、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の普及啓発」として、防犯教室や各種イベントにおいて防犯指針の広報を行いました。なお、昨年7月に県北の小学校敷地内に車が進入し、児童がはねられる痛ましい事件が発生した際にも改めて市町村に対し防犯指針について通知し、学校の安全対策において活用いただくよう周知しました。

20 ページを御覧ください。

推進項目(14)「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」ですが、下段のハ「深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進」では、「セーフティステーション機能の利用推進」として、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会を通じ、情報発信の促進を図ったほか、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会総会を開催し、犯罪情報の提供や情報交換を行いました。

次に、22 ページを御覧ください。

方向性6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」です。

推進項目(16)「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」については、推進方策イ「街の美観を著しく阻害する違法広告物、落書き等を許さない環境づくり」として「街並み改善による環境浄化」により防犯ボランティア団体との合同による防犯パトロール活動や国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした環境美化活動に継続して取り組みました。

次にA3版の「資料1-2」をご覧ください。

こちらの資料は、ただ今御説明させていただきました「資料1-1」の内容だけでは、経年実績の変化が分かりにくいという御指摘を踏まえ、今年度新たに御用意したものに なります。数値で表すことのできる事業の項目について、第4期計画期間が始まった令和3年度から昨年度まで並べております。

例えば、方向性1の2つめの「地域安全教室講師派遣事業」は令和3年度12回だったものが、28回、44回と増加しております。令和3年度は、コロナ禍の規制により回数が少なかったものが令和5年5月にかけて緩和され増となっていったことも要因の1つですが、令和3年の登米市のこども園に不審者が侵入した事件の後から、保育施設や児童館等の職員を対象とした「不審者対応訓練」の要請が増え、昨年7月に県北の小学校敷地内に車が進入する事件が発生してからもまた、学校からの養成が増えているところです。

方向性3の3つ目「性暴力被害者支援事業」の「性暴力被害相談」の取扱件数については、令和3年度から「447件」「905件」「1,169件」とこちらも大幅に増えておりますが、これは、令和3年度から夜間休日コールセンターと連携して受付を拡充したことや、カウンセリングの無料回数を増やしたことによる利用者拡大、男性やこどもの性被害が社会で取り上げられるようになったことなども増加の要因として考えられます。

また、方向性5の2つ目「地域で守る犯罪防止用機器展」の参加人数は、令和3年度674人から544人、374人と減っておりますが、これは、開催日数とその年度によって違 うため単純に比較できない内容のものもございまして御了承ください。

その他の防犯講話や安全教室関係も、感染症対策による影響で同様の傾向が見られたりもしますし、その時の社会の関心の高さなど、単純に力を入れているために増えたと言えるものではありませんが、参考として御覧いただければと思います。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和5年度の実績の説明は以上とさせていただきます。

○成瀬会長

ありがとうございました。ただいま事務局から御説明ありましたが、この説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。私から一点、資料1-1の7ページ下段のところの説明がありました、ハ「子どもの相談窓口の充実」ですけど、私も、令和6年度で拡充をすることが心強くいいなと感じております。一方で、相談件数ですとか、エリアが広がることによって相談員が足りるのかというところが懸念事項として思い浮かびました。なぜそう申し上げるかという、先般、若者の自殺対策の相談窓口の相談員が大幅に不足しているという全国的な報道がありまして、こういった窓口を設置することは、非常によいことではあります、肝心の相談員の方が足りずに疲弊してしまうとか、相談に乗り切れないといったようなことも全国的におこっているようですので、県内の状況はどうかということが気になりましたので、ご質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○事務局

子ども・若者総合相談センター事業を担当しております、共同参画社会推進課です。ご質問いただきありがとうございます。

石巻圏域子ども・若者総合相談センターにつきましては、平成30年度に開設しておりまして、現在、相談員4名体制で相談を受けております。こちらのセンターにつきましては、週5日開設しております。令和6年6月に開設いたしました、県南圏域子ども・若者総合相談センターにつきましては、現在相談員3名で対応しておりまして、今年度につきましては週3日の開設となっております。現時点で相談センターを委託している事業者の方から、相談員について不足しているというニーズは出ておりませんが、今後相談件数の増加等に応じまして、必要に応じて適切な配置ということを検討して参りたいと考えております。

○田中委員

ありがとうございました。

○成瀬会長

ほかにいかがでしょうか。

○成瀬会長

関連して、相談員の方は、どういう資格を持った方というか、どういう方を配置されているのでしょうか。

○事務局

石巻圏域のセンターにつきましては、小学校教員の免許等を持っている相談員が現在、従事しております。県南圏域子ども・若者総合相談センターにつきましては、社会福祉士の資格を持っている相談員ですとか、あとは自治体の職員として福祉行政に携わっていた方等が現在、相談に対応しております。

○成瀬会長

常勤の職員の方ですか。それとも非常勤の方でしょうか。

○事務局

県南圏域のセンターにつきましては、3名とも常勤の職員になっております。石巻のセンターにつきましては、一部非常勤の職員も含まれております。

○成瀬会長

関連した質問はございますか。

それでは、ほかの質問がございましたらお願いいたします。

○八幡委員

質問というより、このリーフレットを見て、とてもいいなと思ったので感想を述べたいと思いました。これは、大学生や高校生に全部配布されているのですよね。

とてもよくまとまっていると思いました。刑法改正で性犯罪に関して非常に厳しくなり、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪と、このようにいろいろ改正され大きな躍進がありました。それから、このストーカー規制法は、私たち女性の暴力の相談ですごく使います。実はDV、デートDVの相談が増えていますけど、このストーカー規制法が3回改定され、非常に使いやすくなっております。DV法も3回改正しましたけど、まだまだ接近禁止保護命令は使いにくいところがあります。ストーカー規制法を使ってどんどん警察や弁護士へ相談するという流れが大きいです。20代の働く人たちや30代のデートDV相談および離婚の時、大学生からの相談にこのストーカー規制法の説明をします。ハーティーのリーフレットにもストーカー規制法のことを詳しく書かれていますが、その内容が入っているので、高校や大学に配布され、高校、大学でこういうことが学ばれるようになってほしいと思っています。きちんと内容が入っているので、とてもいいなと思いました。

私たちの講演も、コロナが終わって復活しているので、なるべく対応して、啓発したいと思っています。大学から情報を得られず、自分がネットで探し警察に行って、やっとストーカー規制法のことをキャッチしていた。被害のその後について相談される例がありました。まだまだ学校では、こういう性暴力に関する刑法およびストーカーに関して詳しい教育が定着してないと感じます。このリーフレットがたくさん配布されること

が、そして説明が広がることがとても期待されます。以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。今の件いかがですか。

○梅委員

宮城県国際化協会からの梅琴と申します。先ほどのリーフレットに関して、追加の提案をさせていただきます。多言語で同様のリーフレットが用意されると、外国人にとって非常に有益な情報源となるかと思えます。現在のリーフレットには多くの情報が記載されていますが、漢字圏以外の外国人には漢字を読むことが難しい場合が多いため、やさしい日本語での表示や多言語対応が可能であれば、さらに効果的だと思います。このようなリーフレットを外国人向けに配布していただくと、より一層の効果が期待できるかと思えます。どうぞご検討のほど、よろしく願いいたします。

○成瀬会長

ありがとうございます。このリーフレットは、英訳とか中国語訳とか、そういう計画はあるのでしょうか。

○事務局

外国人の方にも分かるように多言語でという貴重なご意見をありがとうございます。具体的な計画はないのですが、ご意見を頂戴しましたので検討して参りたいと思っております。

それから、刑法の改正ストーカー規制法の記載についてご意見をいただきました。大学生ですとか、学生の方を主に対象として配布したいと考え、内容がかなり盛りだくさんな防犯の情報になっております。ストーカーの対応など一般的に認知されていない情報もあろうかと思えますが、こういった内容でも警察等に相談することができるかと分かっていただくために、このように掲載させていただきました。幅広く皆さんにお配りしたいと思います。ありがとうございました。

○成瀬会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

これ12ページのところに「外国人等の安全対策の推進」に困りごとに対応する相談センターを設定されているということですが、防犯関係ではこういう窓口はないということですか。

○事務局

今のところはよろず相談のような感じで設置しております、防犯や犯罪に特化したそういう形の窓口ではないということでした。ありがとうございます。

○成瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この機会にご感想でも構いませんので、ご発言いただければ幸いです。

○弓場委員

株式会社ローソンの弓場でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど田中先生からも質問ございました、7ページの「子どもの相談窓口の充実」で、純粋な疑問ですけど、一番人口が多い仙台市でそういう窓口とかあると非常にいいのではないかと感じたものですから、石巻市も宮城県第二の都市ということで相談件数が1,550件ですので、仙台市はさらに件数も多いのかということと、先ほど4名で1,550件に対応しているとお聞きしまして、つまり、オーバーフローではないかと感じたものですから、今後の方向性等をご教示いただければと思いご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。ご質問いただきました仙台市については、もともと子どもを対象にした子供相談支援センターがございまして、そちらを令和5年4月に対象年齢を39歳まで拡大する形で、こども若者相談支援センターというものを仙台市の方で設置しております。そちらが県で行っております、子ども・若者総合相談センターと、同じ機能を果たすということで県としても仙台市と連携しながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○弓場委員

ありがとうございます。

○成瀬会長

ほかにはいかがでしょう。

○阿部委員

富谷市から来ました阿部と申します。

私は、保護司をやっております、今回この計画関連事業を説明いただきましたが、非常に、痒いところに手が届くような細かいところまでよく計画されていると思います。例えば16ページの薬物関係で、何回その講演をしました、何名に対してやりましたという説明は分かるのですが、実際に宮城県内で、薬物に関連する事案はどれぐらい発生しているのでしょうか。

それから、その犯罪を起こした人は初犯なのか、それとも再犯なのかというのは、ほとんど出ている資料がないわけです。と言いますのは、性犯罪や特殊詐欺もそうなのかもしれませんが、特に薬物関係は、ほとんど再犯が多いような気がします。それも初犯から5年以内位に行っている方が多いように感じております。今ここで説明されている内容はどちらかというと入口の施策ですね、事件を起こさせないための入口の施策です。私のような保護司は、どちらかというと出口の施策の方に携わっていることが多いです。ですから、県の、みんなで安心なまちづくりをしようというのは、とても崇高な目標なのですが、再犯に目を向けていきますと更生保護をさせる、県としての枠作りはどのよ

うなものがあるのか。ネットで見ましても、計画はあるようです。福祉推進支援計画とかでやっていくとなっておりますが、具体的にその更生保護に対するその県としての実績がどうなっているのか、ご説明していただければありがたいです。

○事務局

事務局から先ほどの薬物のことについてご説明させていただきますと、宮城県警のホームページの方で、再犯状況を掲載しており、その内容をご紹介しますと、令和5年の再犯状況は、初犯が53.3%ということで半数を超えています。また再犯が46.7%ということになっております。また法令別にみますと検挙状況としましては、覚醒剤取締法違反が60.7%、次いで大麻取締法が34.4%という検挙状況になっております。また半数が暴力団の関係者ということでありますので、組織性が根強い犯罪かなというところがあります。覚醒剤取締法違反の検挙人員は、令和元年が86人、そこから5年間はほぼ横ばいで令和5年が74人となっております。今のところこちらで公表されている薬物の検挙状況については以上となります。

○成瀬会長

阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員

県警の資料で、何年に何名検挙した、あるいは初犯が何名、再犯が何名という数字はそのとおりだと思います。では今後、特に薬物に関して低年齢化という問題のフィルターをかけてみますと、今、校長先生もおられますが、学校でどのような施策を取られているのか。それから県として、さらに学校教育の場で低年齢化を防ぐための対策を今後講じていこうとしているのかもお聞きできればと思います。

○薬務課

薬務課から回答させていただきます。

薬務課では、宮城県薬物乱用対策推進計画を所管しており、こちらは知事部局の各課、教育庁、県警や外部機関も巻き込んだ大きな計画になっており、担当している施策が異なりますので、対象となるそれぞれの団体や個人に対してできるアプローチをしているというものになります。若者に関してですが、昨年度、大麻グミが巷に出回ったり、市販の風邪薬をオーバードーズという形で乱用する若者が出てきていることがニュースを賑わせていたかと思います。こちらの計画は昨年度まで第5期として運用していましたが、第5期の最終年度にそういう話題が出てきまして、ちょうど第6期計画策定のタイミングだったものですから、若者が大麻やオーバードーズに手を染めないような施策も、計画の中に入れていっているところです。

具体的には、今インターネットが多く普及している中で、容易に薬物に手が出せる状態になっており、大麻や薬物の入手ルートもインターネットが大きな役割を担っているところです。薬務課の事業では、教育庁と連携して薬物乱用防止教室の講師派遣を行っており、その講師の方に、オーバードーズに関する注意喚起資料や情報を提供しております。そのほかでは、SNS、具体的にはインスタグラムで、薬物に関連するキーワードを

入力すると、危険性を注意するような動画が流れるような仕組みを作りました。あとは、まだ実施に移れていませんが、高校生に向けた、啓発資料を充実させたり、若者が薬物から距離を取れるような、正しい情報で薬物と付き合えるような環境作りに貢献しているように考えております。

○成瀬会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

○金委員

北村小学校の金でございます。

小学校では高学年を中心にして薬物乱用防止教室を各学校で実施しております。この16ページの警察本部、保健福祉部、市の方、どこを経由した薬物乱用教室かは、各学校で違いがあると思うのですが、かなり多く実施しているところでは、昔はタバコ禁煙で取り組んでいた部分にプラスされ、今度は薬物乱用防止教室という形でかなりの学校で取り組んでいるという状況かと思えます。また、保健の教科書にも近年のグミやオーバードーズ関係も載ってきているところでは、子供や、小さいうちからの防止教育で取り組んでいるところが実情かと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○木村委員

県PTA連合会から来ております木村です。今まで皆さんからリーフレットのお話が多くあがったのですが、保護者の立場から一つ要望ですけど、このようなリーフレットは、私個人の思いかもしれませんが、自分が当事者にならない時はどちらかという右から左に流れてしまうと感じています。自分がその立場の時に、すぐたどり着けばいいのですが、特に子供は難しいと思っています。

私、先日驚いたことがありまして、私の子供が小学校から中学一年生に上がった時に、学校でスマホの所持率を調査しました。私の子供の学校の6年生のスマホ所持率は55%位でした。それが中学1年生に上がった時に何パーセントになったかという100%だったと、そういう現状です。もちろんスマホを持っていることでマイナスのことも起こり得るのですが、こういう例えばリーフレットが、紙だとたどり着かないけれど、電子であった時にたどり着く確率は上がるのではないかという思いがあります。子供たちに電子でたどり着くような方法を考えていく時代に来ているのではないかと思えます。もしかしたら、もうあるかもしれないのですが、ちなみに、先ほど私がこのリーフレットをグーグルで検索してみたのですが、たどり着かなかったです。そういうことで検討いただければと思いました。

○成瀬会長

ありがとうございます。

このリーフレットは電子化して、例えば県のホームページからたどり着けるのですか。

○事務局

基本的にはリーフレットは電子化して、ホームページに掲載するようにしております。「身近な防犯始めませんか？」のリーフレットはまだホームページに掲載されていなかったかもしれませんが、掲載されていない場合には早速掲載するようにさせていただきますと思います。ご意見ありがとうございます。

○成瀬会長

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして、次第3（1）口の「本県における犯罪情勢」について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局

事務局から、「本県における犯罪情勢」について説明させていただきます。

お手元の「資料2」をご覧ください。1ページの「刑法犯認知件数の推移」から順に説明します。

こちらは、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をまとめております。上段のグラフが宮城県、下段のグラフが全国の件数の推移を表しています。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の4万9,887件をピークに20年連続で減少し、令和3年には初めて1万件を切っていますが、令和4年は9,897件となり、令和5年は11,583件と増加しました。

検挙件数については、令和5年は4,789件と、前年に比較して増加していますが、検挙率で見ると横ばいに推移しています。

では、下段のグラフをご覧ください。

全国の刑法犯認知件数は、平成14年から減少傾向で推移し、令和3年は戦後最少の約57万件となりましたが、令和4年は約60万件となり20年ぶりに増加に転じ、令和5年は70万3,351件と、さらに増加しています。

全国と県内の刑法犯認知件数の推移は、令和3年に下げ止まってから2年連続で増加している点と、令和4年から令和5年は約17%増加している点が共通の傾向となっています。

次に、2ページ「包括罪種別刑法犯認知件数の推移」を御覧ください。刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類しております。

包括罪種とは、刑法犯を類似性の強い犯罪毎に、「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他刑法犯」の6種類に分類しているものとなります。2ページ目の一番下にその説明を記載しておりますので、詳しくはこちらを御参照ください。

それでは、上段の宮城県の推移をご覧ください。

令和5年の刑法犯認知件数1万1,583件のうち、窃盗犯が7,679件を占めております。

資料中に掲載していませんが、この7,679件のうち最も多く、約25%を占めるのが自転車盗となります。令和4年の自転車盗は、窃盗犯に占める割合が約20%でしたので、割合としても増加している状況です。

2ページ下段の全国の包括罪種別件数をご覧ください。全国においても、窃盗犯が約

7割を占めています。

あわせて、3ページをご覧ください。3ページの資料、1段目、2段目のグラフは、前回の委員会での御意見を受けまして、包括罪種別の割合を5年推移で見たものを掲載しました。横棒グラフで、左から、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の順に割合を掲載しております。

宮城県も全国も、包括罪種別の割合は各年で大きな相違はないと見てとれますが、凶悪犯の部分を見ますと、令和元年から令和5年にかけて割合が微増している傾向があります。宮城県においては、凶悪犯の中でも不同意性交等が前年比約47%の増加となっており、凶悪犯の割合を上げている要因かと見られます。不同意性交等については全国においても増加しており、この要因について警察庁は、「単純な経年比較はできないものの、法改正や性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境整備を推進してきたため」と推認しており、宮城県においても同様の事情によるものと思料されます。

また、2ページに戻りまして、各表の右列に令和5年の検挙率を掲載しましたが、宮城県は全体の検挙率が全国より高く、特に凶悪犯の検挙率は全国を上回っているという特徴が見られます。

では、また3ページに戻り、下段をご覧ください。

前回の委員会における御意見を踏まえ、宮城県の令和5年中の被害者年齢別認知件数を掲載しました。最も件数の多い窃盗犯については、自転車盗が多くを占めることが要因と思われませんが、被害者は中高生からの若年層が多くなっています。被害増加を食い止めるため、2ロック等の自主的な防犯対策を推進する必要があると思われれます。

次に、4ページをご覧ください。

子どもに対する声かけ事案等の発生状況について説明します。「声かけ事案等」の用語の説明については5ページの下に掲載しております。

「声かけ」や「つきまとい」などのこれらの事案は、直ちに犯罪を構成するものでない事案も含まれますが、そういった事案でも、誘拐や性犯罪などの重大犯罪に発展する可能性があり、その前兆と捉えた対策が必要となります。

では、発生件数について4ページ上段をご覧ください。子どもに対する声かけ事案等については、令和3年の592件から2年連続で減少し、令和5年は528件となっています。

4ページ下段は、子どもに加え、全年齢の女性に対して行われた声かけ事案等も含めた発生状況の推移となり、こちらも令和3年から2年連続で減少し、令和5年は1,458件となっています。

種類別に見ますと、痴漢や盗撮などを含む迷惑行為防止条例違反の割合が21%と大きく、次に声かけが16%、子どもに対する言いがかり等の子どもを犯罪の被害から守る条例違反の割合が15%となっております。

続いて、5ページをご覧ください。場所別の発生状況では、6割が路上で行われております。被害者の学職別では、3割が小学生となっております。

中段の「時間帯別の声かけ事案等発生状況」を見ますと、発生時間帯は、朝の7時、8時台と午後2時から午後6時頃までの間が多く、登下校や通勤などの時間帯に多く発生している傾向があります。

これらのことから、県としては、なるべくその時間帯に地域の目を増やし、犯罪を抑制するために、誰でもできる防犯活動として「ながら見守り活動」の推進を継続してい

ます。

次に、6 ページの「特殊詐欺被害状況の推移」をご覧ください。上段が宮城県、下段が全国の推移となります。

県内は、令和2年に認知件数が180件までに抑えられたものの、そこから件数・金額ともに増加をたどり、令和5年には352件、被害金額は9億7,478万円となりました。全国的にも、令和2年以降、件数、被害金額ともに増加しており、深刻な情勢にあります。

7 ページをご覧ください。

上段の二つの円グラフは、令和5年の宮城県の特殊詐欺の認知件数と被害金額について、それぞれ類型別の割合を示したものです。類型の説明を一番下に掲載していますので、御参照ください。

では、7 ページ上段左側の円グラフをご覧ください。

令和5年の県内の認知件数を類型別に見ますと、半数は架空料金請求詐欺が占めており、次に還付金詐欺が14%、オレオレ詐欺が9%の順となっています。

上段右側の円グラフは被害額の類型別割合を示しています。件数が最も多かった架空料金請求詐欺が33%と、比較的大きい割合を占めますが、さらに高額なのが「その他」の40%となっています。これについては、中段左側の表をご覧ください。表の右列に、類型別に1件あたりの被害額を示しておりますが、1件あたり1,050万円と高額なのが金融商品詐欺であり、これが全被害額の約4割を占めています。

全国でも報道されておりますが、SNS のメッセージや動画配信サイト等の広告をクリックしたことから、投資や仮想通貨などのもうけ話を紹介されるなどしてだまされ、複数回お金を振り込んでしまうことで高額の被害になってしまう手口が県内でも増えています。

中段右側の円グラフは、被害者の年代別割合を示しています。

令和4年は、75%、約4分の3が65歳以上の高齢者でしたが、令和5年は65歳以上が62%に減り、その分増えているのが50歳から64歳までの世代となります。

世代を問わず、一人ひとりが我が事として詐欺の手口を知ることが被害に遭わないための一歩となりますので、新たな手口に対応するスピーディで広範囲に届く広報を官民一体の取組として継続していく必要があります。

次に8 ページをご覧ください。サイバー関係相談と犯罪に関して掲載しております。上段左の表は、種類別の内訳と前年比を表したもので、上段右の円グラフは種類別の割合を表したものです。

左の表にあるとおり、相談件数は令和4年の4,718件から、令和5年は542件減少し、4,176件となっています。その内訳として多いのは、詐欺・悪質商法関係であり、近年あらゆる世代で利用機会が増えているオンラインストアにおいて、トラブルに遭うなど、不安を抱える方が依然として多くみられます。

中段左の表は、検挙の罪種別内訳と前年比を表したもので、中段右の円グラフは、検挙件数の罪種別割合を示したものとなります。

また、下段は全国と宮城県の検挙件数の推移を棒グラフにしたものですので、合わせてご覧ください。

下段の表にありますとおり、全国のサイバー犯罪検挙件数は、年々増加傾向にあり、

令和5年は1万2,479件となりました。

宮城県内では、中段左の表にありますとおり、令和4年の228件から、令和5年には81件増加の309件となっており、内訳としては著作権法違反が75件と、約4分の1を占めています。

本日は、こういったサイバー犯罪被害の防止に向けた取組みについて、宮城県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課の津志田課長補佐から情報提供を頂きます。

最後に9ページ、SNSに起因する福祉犯の被害児童についてご説明いたします。ここでいう「児童」とは、18歳未満の者を指します。また、「福祉犯」については、グラフの下に説明を記載しています。児童買春に係る犯罪や、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪等を指し、青少年健全育成条例や児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法違反などが含まれます。

上段と中段の棒グラフをご覧ください。上段は、宮城県の推移、中段は全国の推移となっています。

令和5年の宮城県の被害児童数は30人で、令和2年から横ばいの傾向です。全国の被害児童数は令和元年から減少傾向にあるものの、高い水準で推移しています。

下段の表をご覧ください。

こちらは、宮城県内の令和5年における被害児童の人数を学職別、法令別に見たものです。

学職別では、30人のうち、高校生が15人と半分を占め、次いで中学生が10人となっています。

法令別では、児童買春・児童ポルノ法違反の被害少年が19人、次いで青少年健全育成条例違反の被害少年が10人となっています。

被害に遭う児童を一人でも減らすため、年代に応じたインターネット安全利用の積極的な広報啓発、相談しやすい環境づくり等を推進していきたいと思っております。

以上、本県の犯罪情勢について御説明いたしました。

全国的にも、本県においても、刑法犯認知件数が下げ止まり、増加傾向にありますので、今後の推移を注視していく必要があります。犯罪のない安心して暮らせる宮城県を目指して、より一層、様々な主体の連携を図りながら、施策・取組を進めてまいりたいと思っております。私からは以上となります。

○成瀬委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があればお願いいたします。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。ただいまの資料2の4ページ真ん中で、子ども・女性全年齢に対する声かけ事案の発生状況ということで、令和5年1,458件とご説明いただきました。一方で資料1-1の1ページ最初の部分に、みやぎセキュリティメールに関する報告があり、令和5年12月末に1,125件発信となっております。この配信されなかった部分に関して、「認知はしたけれど、特に情報提供はいらなかった」という判断もあったかと思いますが、メールで周知するのか、もしくはメールしないという基準があ

れば参考程度に教えていただきたいと思います。

また、些末な点ですけど、資料1-1の5ページ下の方にもセキュリティメールの件数が1,115通とあり、件数が違うのですが、これは誤植なのかどうか合わせて御説明いただければと思います。以上です。

○県警本部県民安全対策課

子ども女性の安全対策は当課で担当しており、子ども女性等への声かけ事案等があった場合には、セキュリティメールを発信しています。基準としましては、まず当事者の同意を得られるということ、それから、原則3日以内に発生した事案について発信している事情がありますが、できるだけ広く発信するようにはしております。

○県警本部生活安全企画課

生活安全企画課です。ご指摘にありました、数字が異なるところは、正しくは1,125件が正しい数値となりますので訂正お願いいたします。失礼いたしました。

○成瀬会長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

○藤島委員

青少年健全育成推進指導員の藤島と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど阿部委員さんが薬物関係のお話をなさいました。犯罪情勢の資料の中で、刑法犯等の区分はあると思いますが、表題として薬物関係の数値化したもの、例えば先ほどお話しがあった再犯とか初犯とかの数値をここで提示していただければわかりやすく、その項目を話し合う時の参考になると感じたので、意見を述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○事務局

御意見いただきましてありがとうございます。今回の資料の中で薬物関係の件数等は掲載しておりませんが、今のご意見を参考に検討し、次回からよりわかりやすい資料作りに努めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○成瀬会長

ほかはいかがですか。

○阿部委員

阿部と申します。「声かけ」と聞いて、私たちのような年を取った者からすると、孫ぐらいの子どもたちに励ましの声をかけるのをちょっと躊躇する表現だという意見を町内会等で聞きます。それでこの「声かけ」というワード一つで表現すると私たちも不安になりますし、あるいは誤解を生むことになるので、例えば「悪意を持った誘惑的な声かけ」とか、何か「声かけ」という言葉の前に、一つ別なワードがつくと子どもたちに「何か変な声かけされた」と聞いても答えやすいのかなと思います。ただ、「声かけさ

れた？」と聞いても、子どもは答えづらいと思うのです。ですから、全く余談ですのでお知恵を借りたいなと思いました。何かうまい表現があれば、私たちももっと子どもたちといい意味で近づくこともできますし、そして子どもたちも、これは「悪い声かけだな。これはいい声かけだな」という判断が付きやすいのではないかなと思い、提案させていただきました。ご意見いただければ幸いです。

○成瀬会長

では、県警からお願いします。

○県警本部県民安全対策課

ご意見ありがとうございます。資料にある「声かけ」に関しましては、つきまとい行為や痴漢・盗撮行為などの分類上では、声をかけられたという分類で、「声かけ」としております。子ども、女性への声かけ事案というのは、不審な場合もありますし、委員がおっしゃったように、善良な方からの声かけ等も実際にはありますが、あくまで当事者が不安に思った場合に、情報を頂いています。声をかけた方の思い、かけられた方の思いが違う場合はもちろんあると思いますが、我々の方でそれを全部が悪いとはしていませんので、分類上の名称ということで検討させていただければと思いますが、すぐには変わらないかもしれません。我々の方で揉ませていただきたいと思います。

○成瀬会長

ありがとうございます。ご検討をお願いします。声をかけにくくなるという意見もありますね。ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員

今の声かけの話ですが、警察の方がお話ししたように、受け手側の気持ちでの流れになるので、声をかけた側の善良な意思が子どもや女性に伝わってない場合に発生するのかなと思います。

テレビドラマでも昭和の時代には許されていたけれど、今の時代には許されないことがあるので、心のコミュニケーションをどうとっていくかというところ、顔と顔が見える関係づくりとか、そういう部分がまさにこの安全・安心まちづくりの趣旨なのかというのが課題としてあり、大人側はそういう気持ちでないけど、声をかけられた子どもは、「全然知らない大人から声をかけられて怖かったです」となればこれは声かけになってしまうと感じるところでした。

○成瀬会長

ほかは、いかがでしょうか。お願いします。

○田中委員

余談めいた話になりますが、先日、福岡県の事案で有名になったのが、「水筒を首から下げると危ないよ」と声をかけられたというのが不審者情報としてメールで回ったという話です。その内容から考えて、事故防止のために善良な市民が声をかけたのではな

いかということで話題になったのですが、後に、報道機関が福岡県警に取材をし、なぜそれをメール配信したのかと聞きましたら、声かけ以外にも執拗なつきまといがあって、いわゆる不審者の定義に当てはまる事案であったので配信をしたという回答でした。ただ、メールの文面にはその「水筒を首にかけたら危ない」としか書いていなかったもので、読んだ市民の方は、善良な声かけが不審者扱いされてしまったと取り違えたという話でした。ですから、メール文面に、こういうつきまといがあったから不審なのだと伝わる一言を付け加えていただければ、だいぶ違うのではないかという話もそのニュースを通じて報道されていましたので宮城県警さんでも、もし今後機会があれば、真に伝わりやすい内容としていただけたらいいなど。感想のような意見でございました。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

では、次第3（2）情報提供に移らせていただきます。情報提供イ「フィッシングの現状と対策」について、県警本部サイバー犯罪対策課よりご説明をお願いいたします。

○県警本部サイバー犯罪対策課

宮城県警察本部サイバー犯罪対策課課長補佐の津志田と申します。よろしくお願いたします。本日は、「フィッシングの現状と対策」について情報提供させていただきます。

（会場スライド投影）

皆様方には資料をお渡ししておりますので、ご参照いただければと思います。

始めに、そもそもフィッシングとは何かということですが、皆様も耳にしたことがあると思います。送信者を詐称した電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード情報であったり、アカウント情報などの重要な個人情報を盗むことです。

実際にどうかといいますと、これが私のスマートフォンに届いているフィッシングメールであります。

【※A（実在のショッピングサイト）】という、皆様方も結構利用されているかと思えます。「支払い方法に問題がありますので、詳細はこちら」というリンクが貼られていて、これをクリックしリンクに接続すると、まずこの【※A】らしきログイン画面が出てきます。ここでメールアドレスを入力すると、次に住所、氏名、電話番号等を入力する画面が出ます。次に進みますと、一番重要なのがここで、「クレジットカード情報を入力してください」と、カード名義人、カード番号、有効期限、セキュリティコードの入力を求める画面が出てきます。

この先どうなるかという、クレジットカード情報が抜かれ、自分のクレジットカードを勝手に使われ、自分の利用明細を見て「なんだこれは」と、勝手に使われてしまうことが実際に起きてしまいます。これを図で解説しますと、まず攻撃者がいまして、フィッシングサイト、全く本物と同じような画面の偽のサイトをまず作ります。そして、いろんなところから流出しているメールアドレスに対して、フィッシングサイトに誘導するメールを送信します。実際にどういうメールが届いているかというのは先ほども表示しましたし、あとこれからも表示しますが、そういうフィッシングサイトへ誘導する

メールを送信する。それを見て慌てた利用者の方は、メールの中にあるリンクをタップし、フィッシングサイトに接続されます。フィッシングサイトの中にクレジットカード情報、インターネットバンキングのログイン ID、パスワード、他のインターネットサービスの ID、パスワードを入力するパターンもあるのですが、今回のこちらはクレジットカード情報ですが、入力するとフィッシングサイトに送信され、攻撃者に伝わります。攻撃者の側は、今こういう犯罪は分業化されておりまして、フィッシングサイトを作り、システムを売る側とか、メールアドレスを売る側、メールを送る側、そのクレジットカード情報を入手して悪用する側というように作業は分担されています。それぞれの犯罪者は匿名 SNS でつながっていて、お互いに素性は知らない。お金のやり取りと連絡のみというところであります。

そのメールの内容は、「このままだと利用停止になる」など、慌てさせる内容になっています。フィッシングサイトの表示内容は全く本物と同じです。インターネットのホームページで表示される画面はデータですが、それをコピーするのは誰でも簡単にできますので、見た目は本物か偽物かの区別がつかないというのが、フィッシングサイトです。

このフィッシングの現状については、警察庁サイバー警察局では半年に一回、「サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」として、いろいろな統計や情勢について公表しています。令和 5 年の情勢は、かいつまんでお話しすると、インターネットバンキングにかかる不正送金事犯は過去最多となっています。

昔は、銀行で送金するとなると、窓口でしかできませんでした。少し新しくなり、ATM ができるようになり、今はインターネットバンキングを利用できるようになりましたが、便利になった反面、こういう不正送金というものが発生します。自分の口座を見てみると、いつのまにか知らない送金がされているということになります。

クレジットカード情報を入力しますと、クレジットカードが不正利用されます。クレジットカードの不正利用は令和 5 年の 1 月から 9 月までで見ると統計を取り始めた平成 9 年以降、最悪となっています。その元となっているフィッシングの数は、フィッシング対策協議会が集計しています。そのフィッシングの数、フィッシングサイトの数も過去最多となっています。これは後ほどグラフで表示したいと思います。

インターネットバンキングの不正送金の件数と金額ですけど、平成 29 年の前にも波が高い部分があり、金融機関等と連携して対策を取った結果、数が減っていますが、令和元年、令和 2 年に急にまた増えました。対策を取り、また減りましたが、令和 5 年からまた増え、令和 5 年は全国で 5,578 件、金額でいうと約 87 億 3,000 万円の不正送金被害が発生しております。

クレジットカード不正利用の被害状況ですが、平成 26 年だと 100 億円ちょっとでしたが、令和 4 年、令和 5 年は 400 億円位ということで、クレジットカードの不正利用も非常に増えています。その元となっているのがフィッシングですが、そのフィッシングの報告件数は、令和元年は非常に少ないのですが、年を追うごとに件数が増えています。何十倍、何百倍くらいに増えているところです。この、青いグラフと赤いグラフですが、青いグラフは、報告された全体の件数で、赤いグラフはフィッシングサイトの数です。赤いグラフは、一つのフィッシングサイトに対して複数報告されることもありますが、非常にフィッシングサイトが増えていることがわかります。

次は実際に私に届いたフィッシングメールで、大手銀行からのものがありました。その他にもメガバンクとか全国的な銀行が非常に多く、地方銀行のフィッシングメールは、私に届くことはあまりないです。東北に拠点を置く金融機関のフィッシングメールも、そのうち来るのかなと思われます。ここに書いてあるメールの内容ですと、「お客様との取引を規制させていただきました」と。「規制を解除する場合は、こちらをタップして接続してください」ということで、通常、私は当然そんなわけないだろうと考えて引っかからないです。しかし、私が最初に表示した【※A】の支払い関係メールについては、ちょうどそのメールが来る直前にクレジットカード番号を変えていて、そうすると、いろんなところの手続きをしなくてはならないのですが、【※A】からメールが来たので「あれ？【※A】のクレジットカードの設定を変更し忘れた」と思っって一瞬焦りました。URLを見て、これは全然違うと気づきました。

もし、URLをあまり気にされない方ですと、そのまま騙されて接続してしまうこともあると思われます。クレジットカードのフィッシングメールも届きまして、これは、「【※B（実在のクレジットカード会社）】の緊急の利用確認が必要です。お客様のカードも一部利用を緊急に制限させていただきました。すぐ使いたい場合は、こちらに接続してください。」と慌てさせる内容になっています。これに接続しますと、ちゃんと【※B】らしき画面が出ます。その後、カードの名義人、クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードを入力しろと出てきます。最後の青いボタンには「続け」と書いています。普通は「続行」など、そのように出るのではないかと思います。何が言いたいかというと、日本人ではない人が、機械翻訳で作っているから、「続け」という変な日本語になっているのだと思います。それから、注目してもらいたいのは、「続け」の下に書いてあるURLですが、普通ですと【※B】という文字列が入ったURLになるところ、全くよくわからないURLになっています。この辺を見ていただけるとフィッシングと気づくことができるのではないかと思います。ただし、そのブラウザ、インターネットのホームページを接続するソフトによっては、このURLが表示されない場合もあるので、URLが表示されないと、全く本物か偽物かの区別がつかないというのが現状であります。

フィッシングになぜ騙されるのかですが、まず一つ考えられるのが、表示されているURLと実際に接続されるURLが異なるというパターンと、あとは、一見すると正しいURLに見える紛らわしいURLというものが考えられます。これは私が、「【※A】からのお知らせ」というフィッシングメールのような文章を作ってみました。これがメールで届いた場合、その青い部分の「一日以内に【※A】のURLに接続してください」から接続しようとする、実際につながるサイトは全く別のURLに接続するというので、このようなものは技術的に簡単にできることです。ただメールに書かれているURLがそのまま本当に接続されるかはまた別の話なので、その辺は注意が必要です。

また、一見すると正しいURLに見える紛らわしいURLということで、これは、【※A】の正規のサイトに接続した時のドメイン名と呼ばれる部分を拡大したものです。【※A】と書かれていますが、例えば紛らわしいURLですと、このように、似たような別のアルファベットを羅列しています。スマホの画面でこの違いに気づけるかということ非常に難しいと思います。見た目は似ていても、インターネット上ではもちろん、全く別のURLになります。人の見た目では、なかなか判別が難しいと思います。

また、「66 銀行」という仮の銀行があったとして、一番上の URL「66 bank. co. jp」が正しい URL とした場合、下のものは「66 bank. co. jp」の後ろに「. XYZ」がついていて、本当は違うサイトですけど、URL の途中まで見ると正しい銀行に接続しているように見えます。あとは、本当は WWW. というドットで区切っているのが、ハイフオンで区切られているなど、ぱっと見た限りでは本当の銀行のように思ってしまう。そこで表示される画面が本当の銀行のコピーの画面だと、もはや気づきようがないといったところであります。

そこで、このようなフィッシングに対して、警察はどのような対策をしているかというお話ですが、当然取り締まりができれば一番良いのですが、このようなフィッシングサイトは海外で作られているパターンが多いです。海外のフィッシングサイトを特定するとなると国をまたいだ捜査となるので、検挙が難しくなります。検挙が難しいのであれば、やはり抑止ということでありまして、まずフィッシング防止のための広報をしています。サイバー犯罪対策課では、ホームページや今年から立ち上げた X で、「サイバーニュース」いうものを配信しておりますので、なかなか X をフォローされている方が少ないので、これを機会にフォローしていただければ助かります。また、宮城県のデジタルみやぎ推進課さんと共同で、宮城県サイバーセキュリティ協議会という協議会を立ち上げていまして、会員の方にも注意喚起をしているところであります。

次に行っている措置としましては、フィッシングサイトのブロッキング措置というものがありません。どのようなものかということ、警察が相談等で認知した、またはサイバーパトロールを実施して認知したフィッシングサイトを、ウイルス対策ソフトの企業に提供して、被害を抑止しています。具体的には、フィッシングにだまされ、クレジットカード情報を入力してしまった方が警察に相談をします。それを認知した警察では、警察庁を通じて、ウイルス対策ソフト企業にその URL を提供します。ウイルス対策ソフト企業がその URL を登録し、その URL に接続しようとする方がいると、「このサイトは危険です」と表示してフィッシングサイトに接続するのを抑止するという対策を行っております。

今からできるフィッシング対策ということで、いろいろお話しましたが、簡単な方法でこれは確実だと言えるのがメールやショートメールに書かれている URL から接続しないということであります。表示上はいくらでも偽装ができますし、接続した先で同じような画面が表示できますので、これが一番確実な対策だと思います。

それでも当然、自分の口座が悪用されたとか、利用停止になったかもしれないと心配になると思いますが、接続したい時は、銀行やクレジットカード会社が、スマホのアプリを提供していますので、そこに登録して、アプリから入った方がよろしいかと思えます。また、そういうアプリを提供していない場合に、金融機関やクレジットカード業者のサイトに接続するときは、メールに書かれている URL からではなく、自分のスマートフォンでその金融機関やクレジットカード会社のホームページをブックマーク、お気に入り登録をして、そこから接続しますと、フィッシングを防げると思えます。

また、ウイルス対策ソフトを活用することです。先ほどお話したとおり、警察が認知したフィッシングサイトの URL は、ウイルス対策ソフトに反映されますので、これを入れるとフィッシングサイトに引かかるリスクが下がるのかなというところなんです。

以上がフィッシングに対する現状対策ということで情報提供であります。

もう一つ追加でお話させていただきます。

最近テレビや新聞で報道されているのですが、SNS型投資詐欺とロマンス詐欺被害が非常に増えております。ご存知かと思いますが、SNS型投資詐欺というのは、インターネットでいろんな広告や【※C（実際の動画サービス）】などを見ていると、「投資で儲けます」という広告が載っています。「詳しくはこちらから」との誘導に従って進みますとSNSなどのトークグループに引き込まれ、有名な実業家を名乗る人が出てきて、「実はこの投資おすすめるので、このアプリ入れてください」などと言葉巧みに騙して、最初は当然怪しいと思い少額を投資するのですが、そうするとアプリやホームページの画面上ではその運用が成功して何倍も貯まりに貯まったかのように思わせます。これはいいとどんどんお金を振り込み運用もうまくいって、すごくお金が増えているように見せます。お金を下ろそうとした時に、「手数料がかかります」とか、「税金がかかります」と言われて、またさらにお金を請求され、なかなかお金を下ろさせてくれず、そこで怪しいと思い相談すると、実はそれが投資詐欺でした、というように被害が非常に増えていきます。

また、ロマンス詐欺ですが、これはSNSでプロフィールを公開していると、海外の異性から、「あなたのプロフィールを見ました。これからやり取りしましょう。」という感じでSNSのダイレクトメッセージ、メールのようなもので、いろいろやり取りし、関係が親密になったところで、「実はこういう投資があるけど、どうかな」という感じで誘われ、あとは同じようなパターンですね。お金を振り込み、増えたように見えて、お金を下ろそうとすると、やはり下ろせないという。そこで初めて被害に気づくというパターンで、これがロマンス詐欺ですけど、非常に被害が増えております。昨年、警察庁が公表した資料ですと、こういうSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺は、昨年の下半期から増加が顕著になっています。

1件当たりの平均被害額は1千万円を超えます。被害者の年齢層が、男性は50歳代から60歳代、女性は40歳代から50歳代が多いです。被害者の年齢層を見ると、老後の資金を考えている人が多いのかなというところで、騙される方も非常に多いです。

こういう被害の防止については、実際に会ったことがない人の言葉はやはり鵜呑みできないです。最近、新聞などで見ると、会社の先輩や同僚から勧められたという場合もあるようですが、気をつけなければならないと思います。ロマンス詐欺の場合、スマホのテレビ電話を使ってお話するというパターンもあります。最近では生成AIが進歩していきまして、フェイク動画と呼ばれるものですが、有名人の元の画像をベースに、まさに話しているような動画をリアルタイムに作ることも可能ですし、同じようにリアルタイムで音声を作ることも可能ですので、正直、スマホのテレビ通話では、本当なのかどうかの判断が難しいと思います。

あと、確実に儲かるという言葉は、これは「そんな訳ないでしょう」と皆さんは思うはずですが、人はどうしても自分の信じたい方向に信じてしまうこともあります。そういう甘い言葉は、詐欺を疑っていただければと思います。これは誰もが被害に遭う可能性がありますので、ぜひご家族の方や職場の方、ご友人、そういった方にも注意喚起して、こういった被害が1件でも防げるようによろしくお願いします。私からは以上となります。ご清聴ありがとうございました。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。ただいまの情報提供につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひします。

○関口委員

銀行協会の関口でございます。金融の話が出てきましたので、質問というより私どもが感じていることをお話させていただきたいと思ひます。今、県警さんからお話のあったとおり、SNS を使った投資詐欺が、先ほどの統計資料からも、金融商品の詐欺が金額で言うと4割弱を占めているということですから、相当増えているということでございます。

私どもは、県警の生活安全企画課さんと相談させていただき、県警さんから、銀行として注意してほしいことをお話いただいたり、あるいは、全国銀行協会が中心となってチラシを作成し、それを店頭窓口で配布して皆さんに周知したりしています。

今まではどちらかといえば振り込め詐欺あるいはATM を使った還付金詐欺防止のチラシが多かったのですが、最近、SNS を使った投資詐欺が多いので、それを重点にしていこうという話も出ております。今後、県警さんと相談させていただきますので、よろしくお願ひします。

フィッシングはすごく多くなっているようでして、一般の方から私が受けた電話ですが、フィッシングに遭ってしまったと、まさに、先ほど県警さんがお話した事例のようなメールが送られてきて、いろんな情報を提供し、実際に何万円か送金して被害が出たという話でした。「銀行で補償してくれるのですか」という問い合わせですが、その方は、当然すでに銀行に話をし、口座を凍結し、警察にも話をしているということでした。

「補償されるかは、過失の部分もあるので、銀行が判断して連絡されると思ひます。待ってください。」というようなことをお答えするしかないのですが、それだけでは相手の方も冷たいなどと思ひかもしれないので、多少私の話をさせていただきました。私にも、【※A】なところからメールが来まして、「京都市の山科区何々」という住所や名前、その人が商品を買って何万円をあなたのクレジットカードから引き落とししたということが本当のこのように書いてありました。よく考えるとそんなことはありえないので、【※A】の口座情報を確認すると引き落としされておらず、購入実績もないですから、「これは詐欺だな」と思ひました。「不審だったら問い合わせください」というメールでしたが、もちろん問い合わせはしなかったのだと、そんな話を事例としてお話したら、相手が、「実は私、【※A】に勤めていまして」という話で、「そういった時にはこのような形で確認してくれ」など、逆に私がアドバイスを受け、「参考になりました」と話したことがありました。今のフィッシングは、そういう関係の仕事をやっている方でも引っかかるような、本当に詐欺が巧妙になっているので怖いです。

先ほど生成AI の話がありましたが、現実には起こっているようにみせかけた世界に我々は囲まれ、実はそれが詐欺の世界に入っているというようなことをどう防止していったらいいのかが問題です。

フィッシングもSNS も銀行の目の届かないところでも起こってしまいます。例えば窓口にお年寄りが来て300万円下ろしたいと言ったらご事情を聞くとか、あるいはATMでの送金がこれまで全くないご年配の方が送金しようとしたら機械がシャットアウトして

送れないようにするのですが、だんだんそういう対策が及ばないようなところまできています。今後、県警さんをご相談しながら対策させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。参考の意見でございました。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして、次第3（2）情報提供の口、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）の策定スケジュールについて事務局からご説明お願ひします。

○事務局

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）の策定スケジュールについて、御説明いたします。資料4を御覧ください。

現在の「第4期犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の計画期間は、令和7年度までが計画期間となっていることから、令和7年度中に、次期計画を策定する必要がございます。

資料中、令和6年度の箇所を御覧ください。今年度、第2回目となる委員会を、12月から1月の間に開催予定です。この際、委員会に計画の諮問を行うとともに、策定方針などを御説明し、委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

なお、2回目の委員会の開催は、委員改選後となります。日程は現在調整中ですので、改選手続きと並行し、追ってお知らせいたします。

令和7年度になりましたら、委員会を3回開催する予定です。

本計画の策定には、条例により、議会の議決を要することとされております。つきましては、宮城県議会令和8年2月定例会に議案として提案するため、令和8年1月には委員会から答申をいただけるよう、策定を進めたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。ただいまの情報提供につきまして、ご質問ご意見ございますか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長、ありがとうございました。

それでは次第4、その他でございます。

本日の議題に関わらず、安全・安心まちづくりに関しまして、委員の皆様へ情報提供したい事項等がございましたら、この機会にお願ひしたいと思ひます。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○木村課長

ないようですので私の方から一言、委員の皆様におかれましてはお忙しい中、また今日はお暑い中、この委員会にご出席いただきましてありがとうございました。

本日のこの会議が、皆様の在任期間中に開催を想定しておりました最後のものとなり

ます。

この間、皆様におかれましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり第4期計画の事業の実績であるとか、犯罪情勢などに関しまして、ご意見を賜り、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○司会

それでは以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了させていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。